

お客様各位

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

令和8年1月21日からの大雪に係る災害救助法の適用について

このたびの災害により被害を受けられました皆さんに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

弊社では、このたびの災害により災害救助法が適用された地域で被災されたお客様には、下記のお取扱いをいたします。

記

1. 【災害救助法適用地域】

<適用地域と法適用日>

適用地域		適用日
青森県	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、東津軽郡今別町、東津軽郡蓬田村、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鰺ヶ沢町、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、上北郡野辺地町	1月29日
	西津軽郡深浦町	1月30日
	中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鷗町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡中泊町、上北郡六ヶ所村	2月2日
新潟県	小千谷市、魚沼市	2月2日
	長岡市	2月3日

<内閣府政策統括官(防災担当)公表：令和8年1月21日からの大雪に係る災害救助法の適用について【第5報】>

2. お取扱い

(1) 保険料の払込みを猶予する期間を延長いたします

- ・資金不足等による保険料の口座振替不能などの場合の、払込猶予期間は、通常、翌月末(月払契約)、翌々月の契約応当日(年・半年払契約)までとしておりますが、災害救助法適用地域で被災されたお客様は、お申し出によりこの払込猶予期間を次のとおり延長いたします。

法適用日	保険料払込猶予の延長期間
2026年1月の対象地域	2026年7月31日まで
2026年2月の対象地域	2026年8月31日まで

(2) 保険金・給付金のお支払い手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします

- ・保険金・給付金のお支払いに際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。

(3) 契約者貸付の手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします

- ・契約者貸付のお申し出に際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。

(上記の(1)、(2)につきましては、三井住友海上もしくはあいおいニッセイ同和損保から移行されたご契約も特別措置の対象となります。)

災害により被災されたお客様の保険金等のお支払いを迅速に行うため、災害専用のお問い合わせ窓口「災害専用ダイヤル」を設け、お客様からのお問い合わせを承っております。

<災害専用ダイヤル>

電話※：0120-321-106

受付時間：月～金 9時～18時 土 9時～17時 (日・祝日・年末年始を除く)

2019年4月に三井住友海上火災保険、または、あいおいニッセイ同和損害保険から移行されたご契約のお客さまにつきましては、次の専用ダイヤルとなります。

○保険金・給付金請求に関する連絡先 <保険金請求受付センター>

電話※：0120-321-288

受付時間：月～金 9時～18時 土 9時～17時 (日・祝日・年末年始を除く)

○保険金・給付金請求以外の連絡先 <医療・介護デスク>

・三井住友海上火災保険から移行されたお客様 : 電話※：0120-321-186

・あいおいニッセイ同和損害保険から移行されたお客様 : 電話※：0120-321-553

受付時間：月～金 9時～18時 土 9時～17時 (日・祝日・年末年始を除く)

※各電話は無料です。携帯電話からもご利用いただけます。

一日も早い復旧と、皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。